

発行日決済取引の売買証拠金の代用有価証券に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、清算・決済規程第14条第2項の規定に基づき、発行日決済取引の売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類及びその代用価格等に関し、必要な事項を定める。

(代用有価証券の種類及び代用価格)

第2条 発行日決済取引の売買証拠金の代用として預託することができる有価証券の種類及びその代用価格は別表に定めるところによる。

付 則

この規則は、当取引所が定める日から施行する。

(注) 「当取引所が定める日」は平成21年6月1日

別表

代用有価証券の種類及びその代用価格等に関する表

- 第2条の有価証券の代用価格は、当該有価証券の預託日の前々日(休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)における時価に当取引所の定める率を乗じた額とする。ただし、当取引所は、相場に著しい変動を生じた場合等特に必要があると認めた場合には、代用価格を変更することができる。
- 前項の有価証券の種類、時価及び当取引所の定める率は以下のとおりとする。

有価証券の種類		時価	時価に乗ずべき率
国債証券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の95
	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
政府保証債券	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の90
金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券(注3)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	
地方債証券(注3)	日本証券業協会が売買参考統計値を発表するもの	当該売買参考統計値のうち平均値	100分の85
特殊債券(政府保証債券を除く。)			
社債券(新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注4)			
円貨建外国債券(金融商品取引法施行令第2条の11に定める債券である円貨債券、転換社債型新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。)(注3)(注5)	売買参考統計値が発表されていないもののうち国内の金融商品取引所において上場されているもの	金融商品取引所(注1)における最終価格(注2)	

公社債投資信託の受益証券	社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	当該時価	
転換社債型新株予約権付社債券（注3）（注4） 交換社債券（注3）（注6）	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	100分の80
株券 優先出資証券（注7） 外国投資信託の受益証券 外国投資証券 外国株預託証券 受益証券発行信託の受益証券 外国受益証券発行信託の受益証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2）	100分の70
投資信託の受益証券（公社債投資信託の受益証券を除く。） 投資証券	国内の金融商品取引所に上場されているもの 社団法人投資信託協会が前日の時価を発表するもの	金融商品取引所（注1）における最終価格（注2） 当該時価	

- (注) 1. 複数の金融商品取引所に上場している銘柄については、当取引所が定める順位により選択した金融商品取引所とする。
2. 最終価格については、当該金融商品取引所において気配表示が行われている場合は当該最終気配値段をいう。
3. 発行に際して元引受契約が金融商品取引業者により締結されたものに限る。
4. 社債券（新株予約権付社債券及び交換社債券を除く。）及び転換社債型新株予約権付社債券については、国内の金融商品取引所にその株券が上場されている会社が発行するものに限る。
5. 転換社債型新株予約権付社債券とは、新株予約権付社債券のうち、新株予約権の行使に際してする出資の目的が当該新株予約権付社債券に係る社債であるものをいう。
6. 交換社債券とは、社債券（外国法人により発行されるものを含む。）であって、それを保有する者の請求により発行者以外の特定の会社の株券により償還されるものをいう。
7. 優先出資証券とは、協同組織金融機関の発行する優先出資証券をいう。
- 3 前項の規定における当取引所が定める順位は、第一順位は、当該預託日の前々日が毎年2月から7月までの間は毎年7月から12月までの、当該預託日の前々日が毎年8月から翌年1月までの間は1月から6月までの間における各金融商品取引所において成立した当該銘柄の売買高（売買立会により成立した普通取引（各金融商品取引所の定める普通取引をいう。）に係るものに限る。）の最も多い金融商品取引所とし、それ以降は、取引所・業界団体等コード（証券コード協議会の定めるものをいう。）の順序とする。
- 4 代用価格の端数金額の調整は次のとおりとする。
- (1) 株券、優先出資証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券については、円位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
- (2) 前号に規定する有価証券以外の有価証券については、銭位未満の端数金額は、これを切り捨てる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、国内の金融商品取引所に上場されている株券（優先出資証券、投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、投資証券、外国投資証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を含む。以下同じ。）が、その上場されて

いる国内のすべての金融商品取引所において、当該金融商品取引所の定める上場廃止の基準に該当した場合（次の各号に掲げる場合を除く。）には、該当した日の翌日（休業日に当たるときは、順次繰り下げる。以下同じ。）から、当該株券及び当該株券（当該投資信託の受益証券、外国投資信託の受益証券、外国株預託証券、受益証券発行信託の受益証券及び外国受益証券発行信託の受益証券を除く。）の発行者が発行する社債券を、代用有価証券から除外する。

- （１） 当該株券の発行者が株式交換又は株式移転により国内の金融商品取引所の上場会社の完全子会社となる場合
  - （２） 当該株券の発行者が国内の金融商品取引所の上場会社に吸収合併される場合
  - （３） その他当該株券が上場廃止となる場合であって、当該株券と引換えに交付される株券が国内の金融商品取引所に速やかに上場される見込みがあるとき
- 6 前項の規定は、債券の発行者が当該債券の期限の利益を喪失した場合の当該債券について準用する。